

介護相談なちゅらる市場
居宅介護支援サービスのご紹介（重要事項説明書）

(1 サービスの目的)

居宅介護支援サービスは、介護保険制度を利用されるお客様（以下、「利用者」といいます）を対象に、様々な障害を抱えながらも、住み慣れたご自宅で自立した日常生活が送れますよう、利用者様の心身の状態に応じ、利用者様やご家族の希望に沿った居宅サービス計画の作成等を行うものです。

(2 サービスの担当者)

利用者様のご相談に応じる担当者は、厚生省令で定められた試験に合格し、研修を終了した下記の介護支援専門員が担当しますので、ご不明の点などがありましたら、何でもお気軽にご相談して下さい。

担当者名 廣瀬恵里子

電話番号 0569-84-2551

FAX 0569-74-1588

(3 介護相談なちゅらる市場の概要)

1. 居宅介護支援事業所の指定状況及びサービス提供地域

事業所名	介護相談なちゅらる市場
所在地	愛知県知多郡武豊町ヒジリ田 5 7
介護保険指定番号	第 2375702665 号
通常のサービス提供地域	武豊町・半田市・常滑市

上記の地域以外の方でもご希望の方は、ご相談ください。

2. 当事業者の特徴（運営方針）

利用者様及びご家族の立場にたち、介護の軽減及び地域の介護力を向上・推進し、介護計画を立案します。

3. 介護支援専門員等の体制

区分	常勤	非常勤	主な職務内容
管理者	1名	0名	職員の指導監督及びサービス全般に係わる管理・居宅介護支援業務
主任介護支援専門員	1名	0名	居宅介護支援業務・他の介護支援専門員の指導・育成
介護支援専門員	0名	0名	居宅介護支援業務

4. 営業日・営業時間

営業日	月曜日から金曜日
営業時間	午前 9 時から午後 5 時

5. 課題分析の方式

MD S-HC方式、愛介連アセスメントシート、ガイドライン方式、包括的自立支援プログラムにより行います。

(4 居宅介護支援の利用申し込みから介護サービス提供までの主な流れ)

概ね次の手順で進めて参ります。

1. 利用者様から居宅介護支援サービスの利用申し込み（居宅サービス計画作成依頼届出書の作成）
2. 利用者様のご自宅を訪問させていただきます。（アセスメントの実施）
利用者様のご自宅訪問。利用者様の心身の状態や置かれている環境等を調査し、可能な限りご自宅で自立した日常生活が送れるように、解決すべき課題を把握・分析します。
3. 介護ニーズの把握（居宅サービス計画書）
利用者様やご家族が、どのような介護サービスをどの程度の頻度でご利用したいのか、ご要望をお聞きし、介護の指針となる「居宅サービス計画」の作成をします。
4. 介護サービスの調整（サービス担当者会議の開催）
上記2の解決すべき課題や3のご希望を考慮し、また主治医やサービス事業所と協議【サービス担当者会議の開催】し、利用者様に適した1ヶ月単位の介護サービスの利用計画であるサービス利用票を作成します。
また、介護サービスを利用された際に、利用者様がご負担することになる利用料の内訳を記載したサービス利用票別表を作成しますので、併せてご確認の上、ご了解を頂きます。
5. 介護サービスの利用
サービス利用票に基づき、介護サービスが計画的に提供されます。
6. 介護サービスの変更等（モニタリングの実施）
介護サービス提供後も、継続的に利用者様の心身の状態や介護サービスの実施状況を把握（モニタリングの実施）し、必要に応じて居宅サービス計画書・サービス利用票の変更を行います。

(5 介護サービスを受けるにあたっての留意事項)

1. 利用者様にお渡ししたサービス利用票と異なる事業者からサービスを受けた場合やサービス内容を変更した場合は、必ず担当の介護支援専門員にご連絡ください。ご連絡がないと、利用者様が一旦費用の全額を立て替えていただく場合があります。
2. 被保険者資格を喪失した場合や要介護状態区分の変更があった場合など、現在お持ちの被保険者証に変更があったときは、必ず担当の介護支援専門員にご連絡ください。

(6 居宅サービス計画の作成以外に提供できるサービスの内容)

- 当事業所では、居宅サービス計画の作成以外に、利用者様のご依頼に基づき、次のサービスを提供することができるので、お気軽にご相談ください。
1. 利用者様のご依頼に基づき、市町村の窓口に、要介護認定の申請を代行します。
 2. 利用者様のご依頼に基づき、市町村の窓口に、居宅サービス計画作成依頼届出書及び各種高齢者福祉に関する書類等の提出を代行します。
 3. その他、介護保険制度及び高齢者福祉全般に関するご相談に応じます。

(7 居宅介護支援の利用料金)

利用料について

- 要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額保険給付されますので、利用者様のご負担はありません。
但し、保険料の滞納等により法定代理受領ができない場合には、要介護度に応じて、1ヶ月当たり介護報酬と同額の利用料をご負担いただくことになります。
- 交通費について
通常のサービスの提供区域にお住まいの利用者様は無料です。
それ以外の地域にお住まいのお客様は、介護支援専門員がご自宅を訪問する都度、交通費の実費をご負担いただきます。
- その他の料金
居宅サービス計画を作成した後に利用者の都合により契約を解約した場合に、解約料が徴収できるかについては疑義のあるところであり、国のガイドラインを踏まえ、今後検討いたします。

(8 事故が発生した場合の対応及び賠償責任)

- 居宅介護支援の提供時に、利用者様に事故が発生した場合には、速やかに市町村及びご家族にご連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- 居宅介護支援サービスの提供時に、株式会社ナチュラル（以下「ナチュラル」という）の介護支援専門員（ケアマネジャー）の責めに帰すべき事由により、利用者様又はご家族等の介護者の生命、身体、財産及び名誉に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害を賠償します。
- 利用者様及びご家族等の介護者は、利用者様及びご家族等の介護者の責めに帰すべき事由により、ナチュラルの介護支援専門員の生命、身体、財産及び名誉に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害賠償を請求される場合があります。

(9 秘密の保持・守秘義務)

- ナチュラル及び介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成する中で知り得た利用者様やご家族に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ナチュラル及び介護支援専門員は、利用者様の介護上その必要があり、利用者様に係る主治医及び居宅介護サービス事業者との連携を図るなど、抵当な理由による利用者様又はご家族の個人情報を用いる場合、予め書面（「個人情報使用同意書」）により同意を得るものとします。

(10 サービス相談窓口及び苦情・事故受付窓口)

- 利用者様に提供させて頂いた「居宅介護支援サービス」に関するご相談や苦情、及び「サービス利用表（居宅サービス計画書）」に基づいて提供された介護サービスに関するご相談や苦情は遠慮なく右記までご連絡ください。

☆サービス相談・苦情・事故受付窓口

電話番号：0569-84-2551 FAX：0569-74-1588

担当：廣瀬恵里子

- 利用者様は、当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口や国民健康保険団体連合会に苦情を伝えることができます。

☆お住まいの市区町村の相談・苦情受付窓口

武豊町：0569-72-1111【武豊町役場】

0569-74-3305【武豊包括支援センター】

半田市：0569-84-0648【半田市役所 高齢介護課】

0569-23-8144【半田市包括支援センター】

常滑市：0569-47-6133【常滑市役所 高齢介護課】

0569-34-7128【常滑市地域包括支援センター】

※愛知県国民健康保険団体連合会の相談・苦情受付窓口 052-971-4165

※愛知県社会福祉協議会運営適正化委員会相談・苦情受付窓口 052-202-0167

3. 苦情・事故における対応の基本手順

- ① 苦情・事故の受付
- ② 苦情・事故の内容確認
- ③ 苦情・事故解決責任者等への報告
- ④ 苦情・事故解決に向けた対応に関する、利用者様への事前説明・同意
- ⑤ 苦情・事故解決に向けた対応の実施
- ⑥ 再発防止又は改善の措置
- ⑦ 苦情・事故解決結果を利用者様へ説明・同意
- ⑧ 苦情・事故解決責任者等への最終報告

（11 平成30年度よりケアマネジャーへの義務付け）

- 利用者様やご家族の求めに応じ、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所を紹介したり、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を説明する事。
- 利用者様が訪問看護、訪問リハビリ、通所リハビリなど医療系サービスを希望している場合等は、利用者様の同意を得て主治医等の意見を求めるとともに、意見を求めた医師に対し、ケアプランを交付する事。
- 訪問介護事業所等から伝達された利用者様の口腔に関する問題や服薬状況、ケアマネジャー自身が把握した利用者様の状態等について、ケアマネジャーから主治医や歯科医師、薬剤師に情報伝達すること。
- 「全国平均利用回数+2標準偏差」を超える生活援助中心型訪問介護をケアプランに位置付ける場合は、平成30年10月から保険者にケアプランを提出する事。
- 利用者様が入院した場合は、利用者様から主治医に担当ケアマネジャー名を伝えるよう依頼する事。

(1 2 業務継続計画の策定)

- 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者様に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(1 3 衛生管理、感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

- 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- 事業所における感染症の予防及びまん延の予防のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。
- 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(1 4 虐待の防止)

- 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を予防するため次の措置を講ずるものとする。
- 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 虐待防止のための指針の整備
- 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者様のご家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(1 5 ハラスメント対策)

- 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- 利用者様が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

(ケアマネジメントの公正中立性確保について)

- 利用者様の利益を最優先に活動を行い、公正・中立な立場を堅持します。
- （利用料金について）
・適切なケアマネジメントを実施し、居宅介護支援費Ⅰの算定となります。
(1) 居宅介護支援費、(2) 加算費は裏面に記載しています。

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、利用者様に対して本書面に基づいて重要事項を説明させて頂きました。

事業者 所在地 : 愛知県半田市阿原町12の6 事業所 所在地 : 愛知県知多郡武豊町ヒジリ田57
事業者名 : 株式会社 ナチュラル 事業所名 : 介護相談なちゅらる市場
説明者 : 廣瀬恵里子

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援サービスについての重要事項の説明を受けました。

利用者様

住 所 :
氏 名 :

ご家族・代理人

住 所 :
氏 名 :

立会人・署名代行人

住 所 :
氏 名 :

(1) 居宅介護支援費

居宅介護支援費 I	要介護 1、2	要介護 3、4、5
(i) 45 件未満の取り扱い	1086 単位	1411 単位
(ii) 45 件以上 60 件未満	544 単位	704 単位
(iii) 60 件以上の取り扱い	326 単位	422 単位

・これらは介護保険制度等から全額給付されるため、自己負担は有りません。（1単位の単価は、10.21 円）

・当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記料金の 50／100 となります。

また、特定事業所集中減算に該当する場合は、上記料金より 200 単位を減額することとなります。

(2) 加算

特定事業所加算（I）	519 単位
特定事業所加算（II）	421 単位
特定事業所加算（III）	323 単位
特定事業所加算（IV）	114 単位
初回加算	300 単位
入院時情報連携加算（I）	250 単位
入院時情報連携加算（II）	200 単位
退院・退所加算（I）イ	450 単位
退院・退所加算（I）ロ	600 単位
退院・退所加算（II）イ	600 単位
退院・退所加算（II）ロ	750 単位
退院・退院加算（III）	900 単位
緊急時等居宅カンファレンス	200 単位
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位
通院時情報連携加算	50 単位